

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所 御中

先日、事業所から問い合わせがあり、埼玉県に確認した事項について情報提供します。  
居宅介護支援業務にご活用ください。

### 1. いわゆる「暫定ケアプラン」の取扱いについて

埼玉県として取扱いに基準があるか確認したところ、県として考えを示すことは難しいとのことでした。他自治体で基準を作成していると例を挙げて伺うと、法令上基準がないため保険者判断になるとのこと。吉川市で基準等定めることも構わないとの回答でした。

⇒現在の取扱い（見込みと違う介護度が出た場合も協働・情報の引継ぎにより請求可）  
について変更なし。今後、吉川市の基準として文章化する。

### 2. 「暫定ケアプラン」を確定するためのサービス担当者会議について

見込み通りの介護度（例：要支援2を見込み要支援2の認定）、または見込み通りの介護度でなくても要介護状態区分が同じ（例：要支援2を見込み要支援1の認定）だった場合の、サービス担当者会議について、開催が必要か書面で照会可能か確認しました。

⇒暫定ケアプランのためのサービス担当者会議をしているのであれば、介護認定後の確定  
ケアプランについては、ケアプランの内容に変更がなければ全て照会で可能と考える。

### 3. 医療系サービス提供時の主治医への意見聴取について

意見聴取の方法等について確認しました。国の基準はないため、あくまで埼玉県の意見となり、最終的には個別具体的に判断することになるとのことでした。

#### ①主治医意見書はサービス提供の判断基準になるか？

⇒主治医意見書はあくまでも認定のための書類のため、主治医意見書をもった判断は  
不可とする。

#### ②主治医の意見聴取として有効な方法は？

⇒ケアマネ、本人、家族であれば書面でも口頭でも可。家族以外の代理人については、  
事例がないが不可ではない（望ましくはない）。

※口頭での意見聴取をした場合、サービス担当者会議の記録や経過への記録が原則になるとのこと。指示書で確認が望ましいのでは？と問うと同意があったが、事業所によってはケアマネに写しを提供してくれないことがあるため、記録が原則とのこと。

担当 いきいき推進課給付係  
電話：982-5119（直通）